認定心電検査技師制度 平成 26 年度更新対象者 各位

> 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 日臨技認定センター 専務理事 横地 常広

平成26年度の認定心電検査技師制度の更新について(ご案内)

日臨技認定センター認定心電検査技師制度取得者の方の更新申請要件は、平成26年度に更新 手続きを行う方より下記のとおり変更し、4月に当会ホームページで公開しました。

- 1) 日本臨床衛生検査技師会会員を継続していること。
- 2) 認定期間内に下記の(1)、(2) において合計50単位以上を取得すること。
- (1) 日臨技生涯教育研修制度の履修を修了していること。(20単位)「必須」
- (2)以下の①~③の研修会等で30単位以上取得すること。
 - ① 認定センター主催の認定心電検査技師更新研修会への参加 (10単位)
 - ② 事前登録により認定センターが承認した、認定センター承認研修会 (各都道府県または支部(地区)主催)への参加 (10単位)
 - ③ ①、②以外の心電図検査に関する研修会、講習会への参加 (5単位)

この度、(2) の③、「①、②以外の心電図検査に関する研修会、講習会への参加(5単位)」について、5年間の認定期間中に参加した日本心電学会や他団体のセミナー、都道府県技師会主催の認定センター承認研修会でない心電検査に関する研修会など全てを『5単位』とするのではなく、平成22~25年度までに開催されたものについては『10単位』を認めることにしました。このため、平成26年度に更新手続きを行う方の更新要件の『「2)の③」を、下記のとおり変更し、新たに『2)の④』を追加しますので、ご自分の単位数をご確認のうえ、更新申請ください。よろしくお願い致します。

- ③ ①、②以外の、平成26年度に開催された心電図検査に関する研修会、講習会への参加 (5単位)
- ④ ①、②以外の、平成22~25年度に開催された心電図検査に関する研修会、講習会への参加 (10単位)